

【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No.1
【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 二重橋法律事務所
弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】 平成26年5月22日
【提出日】 平成26年6月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	新華ホールディングス・リミテッド（新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited）
証券コード	9399
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	レン・イー・ハン（Lian Yih Hann）
住所又は本店所在地	シンガポール、S 4 4 9 3 0 2、ユニット1 6 2 6、マリーンパレードロード7 0（70 Marine Parade Road Unit 1626, S449302, Singapore）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和45年3月22日
職業	会社役員
勤務先名称	新華ホールディングス・リミテッド（Xinhua Holdings Limited）
勤務先住所	ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア（Cricket Sq, Hutchins Dr, POB2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands）

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 二重橋法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

（2）【保有目的】

発行会社の取締役会長、最高経営責任者兼最高財務責任者であり、ストックオプションとして付与され保有していました。

（3）【重要提案行為等】

該当なし。

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券（株）	A 0	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成26年5月22日現在）	V	1,940,275
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		10.62

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成26年5月22日	新株予約権	180,000	9.28	市場外	処分	新株予約権の失権	新株予約権の失権

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	0

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地